

第6期中期目標・第6期中期計画(案)・第5期中期計画 対照表

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
<p>前文</p> <p>宮城県立こども病院(以下「こども病院」という。)は、宮城県(以下「県」という。)の「小児専門医療の核」と位置付けられ、周産期・小児医療分野における高度医療を集約的に提供するとともに、県全体の小児医療水準の向上を図るために平成15年11月に開院、平成18年4月に地方独立行政法人に移行した。また、平成27年4月には、「宮城県拓桃医療療育センター」と経営統合し、翌平成28年3月に同センターの機能を引き継いだ医療型障害児入所施設「宮城県立拓桃園」をこども病院内に開所した。これにより、小児周産期の急性期から慢性期、リハビリテーション、在宅医療までを一貫して担う医療・福祉施設として新たな形での運営が開始された。</p> <p>令和4年度から令和7年度までの第5期中期目標期間においては、<u>新型コロナウイルス感染症への対応やその後の受診動向の変容、少子化の進展等、こども病院を取り巻く厳しい環境変化が経営に大きな影響を及ぼした。地方独立行政法人宮城県立こども病院(以下「法人」という。)</u>は、<u>このような医療・社会状況において安定した業務運営が課題となる中で、新興感染症に対する県の医療提供体制整備に貢献しながら、経営改善に向けた検討や、方策の実施に努めた。</u></p> <p>このため、<u>第6期中期目標においては、厳しい経営環境においても安定的に高度な医療や手厚い福祉の提供のために病院運営の基盤強化に努めていくことが必要であり、地方独立行政法人としての自主性や自立性を生かした、効率的な業務運営体制の確立が求められる。二方、少子化の進展は今後も加速し、加えて医療的ケア児の増加が見込まれることから、これまで以上に小児医療需要が変化することを前提としたこども病院の役割や病院規模等について再検討を迫られる状況にある。よって、早期の経営改善に向けた取組と並行して、こども病院の在り方を改めて議論し、関係機関との連携をさらに深める取組を講じることで県内の周産期小児医療提供体制の継続を担保することが必要であり、県が推進している持続可能な開発目標「SDGs」に通じるものである。</u></p> <p>法人は、<u>東北唯一の小児周産期・高度専門医療施設として、高度医療及び総合的な療育を安定的かつ継続的に提供していくことが求め</u></p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人宮城県立こども病院(以下「法人」という。)は、宮城県知事から指示された法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)の達成に向けて、医療型障害児入所施設「宮城県立拓桃園」を協働的に運用し、高度で専門的な医療及び総合的な療育を提供し、医療・療育の水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>社会状況と医療環境の変化は著しく、小児の疾病構造は変化しており、日常的な医療的ケア、在宅医療、そして成人移行期支援の必要度はより高まっている。また、<u>医療の高度化や少子化の進行に伴い、小児重症患者診療の集約化は今後さらに進んでいく。平時、災害時を問わず、当院が果たすべき医療と療育が継続できるよう、体制整備や関係機関との連携強化がより重要となる。</u></p> <p>法人は、<u>東北唯一の小児周産期・高度専門医療施設としてその役割と社会的ニーズの変化を柔軟に見定め、患者及びその家族と地域社会のために、医療・療育の安定的かつ持続的な提供に取り組むものとする。</u></p>	<p>前文</p> <p>地方独立行政法人宮城県立こども病院(以下「法人」という。)は、宮城県知事から指示された法人が達成すべき業務運営に関する目標(以下「中期目標」という。)の達成に向けて、医療型障害児入所施設「宮城県立拓桃園」を協働的に運用し、高度で専門的な医療及び総合的な療育を提供し、医療・療育の水準の維持・向上に貢献する。</p> <p>社会状況と医療環境の変化は著しく、小児の疾病構造は変化しており、日常的な医療的ケア、在宅医療、そして成人移行期支援の必要度が高まっている。また、<u>新型コロナウイルス感染症は、小児医療にも大きな影響を及ぼしている。法人は、新型コロナウイルス感染症の入院機関、診療・検査機関としての役割を果たしつつ、本来の医療・療育を維持していくことが求められている。</u></p> <p><u>このような状況において、法人は、果たすべき役割と社会的ニーズを見定め、多職種協働、柔軟な発想で、患者及びその家族と地域社会のために、医療・療育の安定的かつ継続的な提供に取り組むものとする。</u></p>	<p>・宮城県にて、令和5年4月から文化庁が示す「公用文作成の考え方」に準じたことにより、読点は「,」(コンマ)から「,」(てん)に変更 ⇒法人も同様の対応とする(中期計画案では下線省略)</p> <p>・取組内容を現状に合わせて更新</p>
	<p>1 理念</p> <p>宮城県立こども病院(以下「当院」という。)を整備する際に宮城県(以下「県」という。)が策定した「宮城県小児総合医療整備基本構想・基本計画」に掲げられた基本理念と法人の理念のもとに、東北唯一の小児専門病院として更なる発展を目指し、病院運営に努めていく。</p> <p>(1) 宮城県小児総合医療整備基本構想・基本計画の基本理念 すべての子どもにいのちの輝きを</p> <p>(2) 病院の理念 私たちは、こどもの権利を尊重し、こどもの成長を育む心の通った医療・療育を行います。 私たちは、高度で専門的な知識と技術に支えられた、良質で安全な医療・療育を行います。</p> <p>2 使命</p> <p>(1) こども病院は、県の小児専門医療及び小児リハビリテーションの核として、また、東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院として、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスを総合的かつ効果的に提供する役割をより積極的に果たす。</p> <p>(2) 安定した診療体制の構築と県内医療・福祉・教育機関との役割分担及び連携の強化を進め、医療・療育の需要に的確に対応するとともに、効率的な業務運営体制の確立を図る。</p> <p>3 基本方針</p> <p>(1) チーム医療・成育医療及び総合的な療育プログラムを実践し、温かい医療・療育を行います。</p> <p>(2) こどもの成長・発達に応じたきめ細やかな医療・療育を行い、自立の心を育みます。</p> <p>(3) 一人ひとりの成長・発達に寄り添い、安全で潤いのある療養・療育環境を整えます。</p> <p>(4) 小児医療と療育の中核施設として、地域の関係機関と連携</p>	<p>1 理念</p> <p>宮城県立こども病院(以下「当院」という。)を整備する際に宮城県(以下「県」という。)が策定した「宮城県小児総合医療整備基本構想・基本計画」に掲げられた基本理念と法人の理念のもとに、東北唯一の小児専門病院として更なる発展を目指し、病院運営に努めていく。</p> <p>(1) 宮城県小児総合医療整備基本構想・基本計画の基本理念 すべての子どもにいのちの輝きを</p> <p>(2) 病院の理念 私たちは、こどもの権利を尊重し、こどもの成長を育む心の通った医療・療育を行います。 私たちは、高度で専門的な知識と技術に支えられた、良質で安全な医療・療育を行います。</p> <p>2 使命</p> <p>(1) こども病院は、県の小児専門医療及び小児リハビリテーションの核として、また、東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院として、急性期から慢性期に至るまでの高度な医療・療育サービスを総合的かつ効果的に提供する役割をより積極的に果たす。</p> <p>(2) 安定した診療体制の構築と県内医療・福祉・教育機関との役割分担及び連携の強化を進め、医療・療育の需要に的確に対応するとともに、効率的な業務運営体制の確立を図る。</p> <p>3 基本方針</p> <p>(1) チーム医療・成育医療及び総合的な療育プログラムを実践し、温かい医療・療育を行います。</p> <p>(2) こどもの成長・発達に応じたきめ細やかな医療・療育を行い、自立の心を育みます。</p> <p>(3) 一人ひとりの成長・発達に寄り添い、安全で潤いのある療養・療育環境を整えます。</p> <p>(4) 小児医療と療育の中核施設として、地域の関係機関と連携</p>	<p>・「理念」、「使命」、「基本方針」は変更なし</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
られる。	し、患者や家族の地域での生活を支えます。 (5) こどもや家族と診療・療育内容の情報を共有し、情報公開に努めます。 (6) 自己評価を行い、外部評価を尊重するとともに、業務の改善や効率化を図り、健全経営に努めます。 (7) 臨床研究及び人材の育成を推進し、医療・療育水準の向上に貢献します。 (8) 職員の就労環境を整備するとともに、職員の知識・技術の習得を支援します。	し、患者や家族の地域での生活を支えます。 (5) こどもや家族と診療・療育内容の情報を共有し、情報公開に努めます。 (6) 自己評価を行い、外部評価を尊重するとともに、業務の改善や効率化を図り、健全経営に努めます。 (7) 臨床研究及び人材の育成を推進し、医療・療育水準の向上に貢献します。 (8) 職員の就労環境を整備するとともに、職員の知識・技術の習得を支援します。	
第1 中期目標の期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。	第1 中期計画の期間 令和8年4月1日から令和12年3月31日までの4年間とする。	第1 中期計画の期間 令和4年4月1日から令和8年3月31日までの4年間とする。	
第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標 1 診療事業及び福祉事業 診療事業及び福祉事業については、県の周産期・小児医療、療育に関する施策及び県民のニーズの変化を踏まえつつ、成育医療と療育の理念に基づく高度で専門的な医療及び総合的な療育の提供を図るとともに、地域の関係機関等と連携し、地域に貢献すること。 患者及びその家族の視点に立った医療・療育を集約的に提供し、患者が安全で質の高い医療・療育を安心して受けることのできる体制の構築に取り組むこと。 なお、他の小児病院等や過年度実績との比較を行い、病院全体及び各部門に数値目標を策定し、目標達成に向けて適切な業務の遂行に当たること。	第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 診療事業及び福祉事業 県の周産期・小児医療及び療育に関する施策や県民のニーズの変化を受け止め、利用者である県民に対して、成育医療や療育の理念に基づく高度で専門的な医療及び総合的な療育を集約的に提供する。また、地域の関係機関等と連携し、地域に貢献する。 提供するサービスの質の向上を図る観点から、病院全体及び各部門の数値目標を定め、その達成に向けて適切に業務を遂行する。	第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置 1 診療事業及び福祉事業 診療事業及び福祉事業については、県の周産期・小児医療及び療育に関する施策や県民のニーズの変化を的確に受け止め、利用者である県民に対して、成育医療や療育の理念に基づく高度で専門的な医療及び総合的な療育を集約的に提供するとともに、地域の関係機関等と連携し、地域に貢献する。 提供するサービスの質の向上を図る観点から、病院全体あるいは各部門の数値目標を定め、その達成に向けて業務を遂行する。	・文言を整理 ・中期目標の文言変更を踏まえた変更
(1) 質の高い医療・療育の提供 診療体制の維持・充実や施設認定の維持・取得、先進医療等、高度で専門的な医療・療育に取り組み、周産期・小児医療、療育水準の向上に努め、政策医療を適切に実施するとともに、医療型障害児入所施設としての責務を果たし、総合的な療育サービスの提供に取り組むこと。 医療の標準化を図るため、クリニカルパスの活用を推進すること。また、退院サマリーについて、退院後、速やかな作成に努めること。 継続的な治療を必要とする患者のため	(1) 質の高い医療・療育の提供 イ 高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施 当院の特徴や強みを生かし、高度で専門的な医療に取り組む、診療体制の維持と更なる充実を図る。また、施設認定の維持・取得、先進的な医療の推進等、周産期・小児医療水準の向上に努め、県の政策医療を適切に実施する。 ロ 総合的な療育サービスの提供 障害のあるこどもの保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療という医療型障害児入所施設としての責務を果たし、障害のあるこどもとその家族がより生活しやすくなるよう、総合的な療育サービスを提供する。	(1) 質の高い医療・療育の提供 イ 高度で専門的な医療への取組及び政策医療の適切な実施 当院の特徴や強みを生かし、高度で専門的な医療に取り組む、診療体制の維持と更なる充実を図る。また、施設認定の維持・取得、先進医療の推進等、周産期・小児医療水準の向上に努め、県の政策医療を適切に実施する。 ロ 総合的な療育サービスの提供 障害のあるこどもの保護、日常生活の指導、自立自活に必要な知識技能の付与及び治療という医療型障害児入所施設としての責務を果たし、障害のあるこどもが、障害を克服し、生活していくために必要な能力を身につけられるよう、総合的な療育サービスを提供する。	・文言を整理
			・文言を整理 (年度計画内容との調整)

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
<p>の、在宅での療養・療育への移行支援や小児リハビリテーションの十分な実施に取り組むこと。</p> <p>成人移行期医療について、「宮城県成人移行支援センター」を拠点とし、県及び医療・療育機関等と連携して、成人期を迎える患者の成長・発達に応じた移行支援に取り組むこと。</p> <p>【指標】</p> <p>① クリニカルパスの適用率を毎年度、<u>60%</u>以上とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度64.0%、令和5年度59.9%、令和6年度64.8%)</p> <p>② 成人移行期支援外来受診患者数(実人数)を毎年度、<u>150人以上</u>の実績とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度117人、令和5年度171人、令和6年度221人)</p> <p>③ 成人移行期支援外来受診患者数(延べ人数)を毎年度、<u>300人以上</u>の実績とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度305人、令和5年度274人、令和6年度321人)</p>	<p>ハ クリニカルパスの活用</p> <p>医療の標準化、看護の均質化等を図るため、クリニカルパスの作成、活用を推進し、クリニカルパス適用率の向上を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>クリニカルパスの適用率を毎年度、<u>60%</u>以上とする。</p>	<p>ハ クリニカルパスの活用</p> <p>医療の標準化、看護の均質化等を図るため、クリニカルパスの作成、活用を推進し、クリニカルパス適用率の向上を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>クリニカルパスの適用率を毎年度、<u>50%</u>以上とする。</p>	<p>・中期目標を踏まえ、「クリニカルパスの適用率」の指標を引上げ</p>
	<p>ニ 退院サマリーの作成</p> <p>患者の退院後の継続した診療を円滑にし、質の向上を図るため、退院後、速やかな退院サマリーの作成に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>退院後2週間以内の退院サマリー作成率を毎年度、<u>90%</u>以上とする。</p>	<p>ニ 退院サマリーの作成</p> <p>患者の退院後の継続した診療を円滑にし、質の向上を図るため、退院後、速やかな退院サマリーの作成に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>退院後2週間以内の退院サマリー作成率を毎年度、<u>90%</u>以上とする。</p>	<p>・中期目標にはない指標「退院サマリー作成率」を、中期計画では継続</p>
	<p>ホ 在宅療養・療育への移行支援の推進</p> <p>急性期治療後の病棟移行や在宅療養・療育への円滑な移行に向けて、多職種協働で、退院・退所後を見据えて退院支援計画等を作成し、患者及びその家族が安心して療養・療育できる<u>環境を整える</u>などの取組を推進する。</p>	<p>ホ 在宅療養・療育への移行支援の推進</p> <p>急性期治療後の病棟移行や在宅療養・療育への円滑な移行に向けて、多職種協働で、退院・退所後を見据えて退院支援計画等を作成し、患者及びその家族が安心して療養・療育できる<u>地域の環境を整備する</u>などの取組を推進する。</p>	<p>・文言を整理</p>
	<p>ヘ 小児リハビリテーションの充実</p> <p>急性期から慢性期の患者に対し、<u>生活の質の改善・向上を目的に、発達段階や</u>ライフステージに応じた<u>リハビリテーションを実践する</u>。</p>	<p>ヘ 小児リハビリテーションの充実</p> <p>急性期から慢性期の患者に対し、<u>その</u>ライフステージに応じた<u>生活機能の向上・改善のため、効果的かつ十分な</u>リハビリテーション<u>治療の実施に努める</u>。</p>	<p>・文言を整理</p>
	<p>ト 成人移行支援の推進</p> <p>県及び医療・療育機関等と連携して、成人期を迎える患者の成長・発達に応じた成人移行支援に取り組む。</p> <p>【指標】</p> <p>① 成人移行期支援外来受診患者数(実人数)を毎年度、<u>150人以上</u>の実績とする。</p> <p>② 成人移行期支援外来受診患者数(延べ人数)を毎年度、<u>300人以上</u>の実績とする。</p>	<p>ト 成人移行期支援の推進</p> <p>県及び医療・療育機関等と連携して、成人期を迎える患者の成長・発達に応じた成人移行期支援に取り組む。</p> <p>【指標】</p> <p>成人移行期支援外来受診患者数(実人数)を毎年度、<u>前年度</u>以上の実績とする。</p>	<p>・文言を整理</p> <p>・「宮城県成人移行支援センター」は年度ごとの受託契約となるため、受託前提の記述はしない方向</p> <p>・中期目標を踏まえ、「成人移行期支援外来受診患者数(実人数)」の指標を変更</p> <p>・中期目標を踏まえ、「成人移行期支援外来受診患者数(延べ人数)」の指標を設定</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
<p>(2) 地域への貢献</p> <p>法人の特徴や強みについて、<u>地域住民の理解を促進し、また、医療・療育機関等に対する情報発信の強化に努めるとともに、オンライン等の活用により、各医療機関との病病・病診連携や療育関係機関との連携を推進すること。あわせて、紹介率・逆紹介率の維持・向上及び登録医療機関・登録医との連携強化に努めること。</u></p> <p>救急医療については、<u>小児三次救急医療の患者を受け入れるとともに、仙台市小児科病院群輪番制事業への参画、病院救急車の活用等を通じて、地域において必要とされる周産期・小児の救急医療の充実を図ること。</u></p> <p>新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合は、<u>県との医療措置協定に基づく措置を講じるとともに、地域医療の確保に努めること。</u></p> <p>【指標】</p> <p>① 紹介率を毎年度、80%以上とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度91.8%、令和5年度95.3%、令和6年度96.3%)</p> <p>② 逆紹介率を毎年度、55%以上とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度56.2%、令和5年度49.0%、令和6年度56.2%)</p>	<p>(2) 地域への貢献</p> <p>イ 情報発信の強化と関係機関等との連携推進</p> <p>(イ) 情報発信の強化</p> <p><u>地域住民の理解を促進し、また、医療・療育機関等との連携を推進するため、当院の特徴や強み等について、様々な媒体を用いた情報発信に努める。</u></p>	<p>(2) 地域への貢献</p> <p>イ 情報発信の強化と関係機関等との連携推進</p> <p>(イ) 情報発信の強化</p> <p><u>東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院である当院の特徴や強みについて、県内外の医療・療育機関等に対し、様々な媒体(ホームページ、診療案内、電子メール等)を用い、情報の発信に努める。</u></p>	<p>・文言を整理</p> <p>・中期目標を踏まえ、公立病院経営強化ガイドラインにて設定が求められている「住民の理解のための取組」を記載</p>
	<p>(ロ) 関係機関等との連携推進</p> <p>東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院としての役割・機能を果たすため、オンラインの活用等により、<u>県内外の医療機関との病病・病診連携や療育関係機関等との連携を推進する。</u></p> <p>地域医療支援病院として、登録医療機関・登録医との連携推進や紹介率及び逆紹介率の維持・向上に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>① 紹介率を毎年度、80%以上とする。</p> <p>② <u>逆紹介率を毎年度、55%以上とする。</u></p>	<p>(ロ) 関係機関等との連携推進</p> <p>東北地方唯一の高度で専門的な小児医療を提供する病院としての役割・機能を果たすため、オンラインの活用等により、<u>県内外の医療機関との病病・病診連携や療育関係機関との連携を推進する。</u></p> <p>地域医療支援病院として、登録医療機関・登録医との連携推進や紹介率の維持・向上に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>紹介率を毎年度、80%以上とする。</p>	<p>・連携先は医療機関、療育関係機関以外にとどまらないことから、「等」とする</p> <p>・中期目標を踏まえ、「逆紹介率」の指標を設定</p>
	<p>ロ 救急医療の充実</p> <p>(イ) 周産期・小児医療の救急医療への対応</p> <p>小児三次救急医療については、他の三次救急医療機関と密接に連携し、<u>他機関で対応困難な最重症小児患者(主に内因性疾患)の転院搬送・救急搬送をPICUで常時受け入れる。小児重症患者搬送チームによる迎え搬送(病院救急車)の拡充やドクターヘリとの連携により、県内外の小児重症患者を安全に搬送し、受け入れる体制をさらに充実する。</u></p> <p>二次救急医療については、時間外救急診療体制の強化を図るとともに、他の医療機関からの紹介転送や救急隊からの搬入依頼に積極的に対応し、救急患者の受入れの増加に努める。また、休日等における小児医療の確保のため、仙台市小児科病院群輪番制事業に引き続き参加し、担当する。</p> <p>仙台市夜間休日こども急病診療所、石巻市夜間急患センター等への医師派遣を引き続き実施し、県の一次救急医療に寄与する。</p> <p>地域周産期母子医療センターとして、周産期の救急医療に適切に対応する。</p>	<p>ロ 救急医療の充実</p> <p>(イ) 周産期・小児医療の救急医療への対応</p> <p>小児三次救急医療については、他の三次救急医療機関と密接に連携し、<u>病院救急車やヘリポートを活用して、県内外の小児重症患者を広く受け入れる体制を構築するとともに、その実施に当たっての役割分担や連絡体制を整備した上で、常時対応する。</u></p> <p>二次救急医療については、時間外救急診療体制の強化を図るとともに、他の医療機関からの紹介転送や救急隊からの搬入依頼に積極的に対応し、救急患者の受入れの増加に努める。また、休日等における小児医療の確保のため、仙台市小児科病院群輪番制事業に引き続き参加し、担当する。</p> <p>仙台市夜間休日こども急病診療所、石巻市夜間急患センター等への医師派遣を引き続き実施し、県の一次救急医療に寄与する。</p> <p>地域周産期母子医療センターとして、周産期の救急医療に適切に対応する。</p>	<p>・小児三次救急医療について、現状に合わせて更新</p>
	<p>(ロ) 救急医療体制の充実に向けた検討</p> <p><u>小児重症患者診療の最後の砦として、県内外の三次医療機関や小児救急を担う医療機関との役割分担及び協力体制をさらに進め、小児の救命率の向上、地域医療の充実への貢献を図る。</u></p> <p><u>医療の高度化や少子化に伴い、小児重症患者診療の集約化は今後さらに進むことから、小児重症患者の更なる受入れに必要な診療体制と設備の検討を行う。</u></p>	<p>(ロ) 救急医療体制の充実に向けた検討</p> <p><u>県における小児の救命率の向上、地域医療の充実への貢献を図るため、小児集中治療の充実等、小児三次救急体制に関し、県内の小児救急を担う医療機関との役割分担及び協力体制についての検討を進め、その方向性を踏まえながら当院の果たすべき機能・役割について関係機関と協議を行う。</u></p> <p><u>小児重症患者の受入れ体制を強化するため、費用対効果を分析し、具体的な検討を行う。</u></p>	<p>・取組内容を現状に合わせて更新</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
	<p>ハ 新興感染症等への対応 新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合は、<u>県との医療措置協定に基づく措置を講じるなど</u>、県の要請に応じ地域医療の確保に努める。</p>	<p>ハ 新興感染症等への対応 新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生した場合は、県の要請に応じ地域医療の確保に努める。</p>	<p>・「医療措置協定」を記載</p>
<p>(3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供 医療従事者等による説明・相談について、<u>体制の充実及び環境の向上に努めること</u>。また、患者及びその家族が医療・療育の内容を理解し、治療の選択を自己決定できるようにするなど、患者及びその家族の視点に立った医療・療育サービスを提供すること。 患者及びその家族のニーズを把握するため、患者満足度調査を定期的実施し、<u>意見、要望等</u>については速やかに対応するとともに、その内容について適宜、分析・検討を行い、<u>提供する医療・療育サービスの内容や病院の運営管理について、見直し及び改善を図ること</u>。 さらには、<u>主治医以外の専門医の意見を聞くこと</u>のできるセカンドオピニオンの適切な対応に努めること。 【指標】 患者満足度調査における総合満足度平均点を毎年度、4.0点以上とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度4.14点、令和5年度4.37点、令和6年度4.47点)</p>	<p>(3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供 イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 患者及びその家族が医療・療育の内容を適切に理解し、納得した上で、治療や検査を自己選択できるよう説明・相談体制を充実するとともに、説明・相談に適した環境の<u>向上</u>に努める。 年齢に応じたインフォームド・コンセント、<u>インフォームド・アセントの実施</u>に努める。 患者及びその家族が抱える諸問題に対しては、患者相談窓口において総合的な相談に対応するなど、その解決・軽減に向けて支援する。</p> <p>ロ 患者の価値観の尊重 患者及びその家族からの意見・要望等について、<u>迅速かつ適切に対応する</u>。 患者満足度調査を実施して分析・検討を行い、患者及びその家族のニーズを踏まえて、<u>提供するサービスの内容や病院の運営管理等の改善</u>に取り組む。 【指標】 患者満足度調査における総合満足度平均点を毎年度、<u>4.0点以上と</u>する。</p> <p>ハ セカンドオピニオンの適切な対応 当院でのセカンドオピニオンを希望する患者を受け入れるとともに、他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する患者を支援するなど、セカンドオピニオン希望者への適切な対応に努め、患者及びその家族の医療・療育内容の理解と治療の選択を支援する。</p>	<p>(3) 患者・家族の視点に立った医療・療育の提供 イ 分かりやすい説明と相談しやすい環境づくり 患者及びその家族が医療・療育の内容を適切に理解し、納得した上で、治療や検査を自己選択できるよう説明・相談体制を充実するとともに、説明・相談に適した環境<u>整備</u>に努める。 年齢に応じたインフォームド・コンセント、<u>あるいは</u>インフォームド・アセントの実施に努める。 患者及びその家族が抱える諸問題に対しては、患者相談窓口において総合的な相談に対応するなど、その解決・軽減に向けて支援する。</p> <p>ロ 患者の価値観の尊重 患者及びその家族からの意見・要望等について迅速かつ適切に対応する<u>とともに、患者及びその家族の目線に立った情報の提供に努め、医療・療育サービスの向上及び改善に取り組む</u>。 患者満足度調査を実施し、<u>その内容について適宜</u>、分析・検討を行い、患者及びその家族のニーズを踏まえた改善に取り組む。 【指標】 患者満足度調査を<u>毎年度、1回以上実施</u>する。</p> <p>ハ セカンドオピニオンの適切な対応 当院でのセカンドオピニオンを希望する患者を受け入れるとともに、他の医療機関でのセカンドオピニオンを希望する患者を支援するなど、セカンドオピニオン希望者への適切な対応に努め、患者及びその家族の医療・療育内容の理解と治療の選択を支援する。</p>	<p>・中期目標の文言変更を踏まえた変更</p> <p>・文言を整理</p> <p>・中期目標を踏まえ、患者満足度調査の指標を「実施回数」から「総合満足度平均点」に変更</p> <p>・独立項目を継続</p>
<p>(4) 患者が安心できる医療・療育の提供 患者が安心して医療・療育を受けられることができるようにするため、<u>診療情報の提供や患者のプライバシー保護等</u>、医療倫理の確立を図ること。 また、<u>インシデントを予防するための体制整備や、インシデント事例の適正な分析・検討・反映を行い、重大なインシデント(レベル3b以上)の縮減に向け、医療安全対策を推進すること</u>。 さらには、<u>患者及びその家族並びに職員の安全を確保するため、院内感染の実情を把握し、発生・蔓延を防止する対策を立案・実行するなど、組織横断的に、院内感染対策を推進すること</u>。</p>	<p>(4) 患者が安心できる医療・療育の提供 イ 医療倫理の確立 【段落組替】 当院で行う医療行為に関連して発生する可能性がある倫理的課題については、法令遵守及び倫理的観点から臨床倫理委員会で検討し、適切に対応する。 診療情報の提供及び患者の権利やプライバシーの保護に取り組む、患者及びその家族が安心できる医療・療育を提供する。</p>	<p>(4) 患者が安心できる医療・療育の提供 イ 医療倫理の確立 診療情報の提供及び患者の権利やプライバシーの保護に取り組み、患者及びその家族が安心できる医療・療育を提供する。 当院で行う医療行為に関連して発生する可能性がある倫理的課題については、法令遵守及び倫理的観点から臨床倫理委員会で検討し、適切に対応する。</p>	<p>・一段落目と二段落目を組替</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
<p>【指標】</p> <p>① 医療安全対策に関する全体研修を毎年度、2回以上実施すること。(前中期目標期間実績:令和4年度3回、令和5年度3回、令和6年度3回)</p> <p>② 院内感染対策に関する全体研修を毎年度、2回以上実施すること。(前中期目標期間実績:令和4年度2回、令和5年度2回、令和6年度2回)</p>	<p>ロ 医療安全対策の充実</p> <p>医療安全対策を推進するため、医療安全推進室、安全対策委員会及びリスクマネージャー会議が連携して、インシデント事例の適正な分析等を行い、再発防止や重大なインシデントの縮減を図る。</p> <p>重大なインシデントが発生した場合に迅速に対応できる体制を維持・向上する。</p> <p>定期的に病棟や診療関連部門のラウンドを実施し、安全な医療環境のための助言と対策を行う。</p> <p>職員が共通認識のもとで医療安全行動がとれるよう、マニュアルを見直し、周知、実践する。</p> <p>医療安全対策に係る教育、研修を行い、意識、技能の向上を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>医療安全対策に関する全体研修を毎年度、2回以上実施する。</p>	<p>ロ 医療安全対策の充実</p> <p>医療安全対策を推進するため、医療安全推進室、安全対策委員会及びリスクマネージャー会議が連携して、インシデント事例の適正な分析等を行い、再発防止や重大なインシデントの縮減を図る。</p> <p>重大なインシデントが発生した場合に迅速に対応できる体制を維持・向上する。</p> <p>定期的に病棟や診療関連部門のラウンドを実施し、安全な医療環境のための助言と対策を行う。</p> <p>職員が共通認識のもとで医療安全行動がとれるよう、常にマニュアルを見直し、周知、実践する。</p> <p>医療安全対策に係る教育、研修を行い、意識、技能の向上を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>医療安全対策に関する全体研修を毎年度、2回以上実施する。</p>	<p>・文言を整理</p>
	<p>ハ 院内感染対策の充実</p> <p>院内感染対策を推進するため、感染管理室、感染対策委員会及び感染制御チーム（ICT）が連携して、院内ラウンドの充実、発生・蔓延防止対策の立案、実行、評価等に取り組み、患者及びその家族並びに職員の安全を確保する。</p> <p>抗菌薬適正使用支援チーム（AST）による抗菌薬適正使用に関する介入及び教育・指導を強化し、抗菌薬の適正使用に関する協議、指導の強化を図る。</p> <p>院内感染対策及び抗菌薬適正使用に係る教育、研修を行い、意識、技能の向上を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>院内感染対策に関する全体研修を毎年度、2回以上実施する。</p>	<p>ハ 院内感染対策の充実</p> <p>院内感染対策を推進するため、感染管理室、感染対策委員会及び感染制御チーム（ICT）が連携して、院内ラウンドの充実、発生・蔓延防止対策の立案、実行、評価等に取り組み、患者及びその家族並びに職員の安全を確保する。</p> <p>抗菌薬適正使用支援チーム（AST）による抗菌薬適正使用に関する介入及び教育・指導を強化し、抗菌薬の適正使用に関する協議、指導の強化を図る。</p> <p>院内感染対策及び抗菌薬適正使用に係る教育、研修を行い、意識、技能の向上を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>院内感染対策に関する全体研修を毎年度、2回以上実施する。</p>	
<p>2 療育支援事業</p> <p>医療型障害児入所施設として、障害のある子どもと家族に対し、総合的な療育支援を行うよう取り組むこと。また、地域の障害福祉サービス事業所等と連携し、子どもと家族が主体的に在宅移行を選択できるよう支援に努めること。</p> <p>障害のある子どもと家族が障害を理解し、受け入れ、地域で安心して生活できるよう、療育に対する理解を深める機会提供に取り組むこと。</p> <p>【指標】</p> <p>有期有目的入所者数(実人数)を毎年度、100人以上とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度86人、令和5年度99人、令和6年度107人)</p>	<p>2 療育支援事業</p> <p>医療型障害児入所施設として、自立した生活を送れるよう子どもの成長・発達を促し、温かく見守り育む療育を実現するため、療育支援体制の充実、地域生活の支援等、総合的な療育支援に取り組む。</p>	<p>2 療育支援事業</p> <p>医療型障害児入所施設として、障害を克服し自立した生活を送れるよう子どもの成長・発達を促し、温かく見守り育む療育を実現するため、療育支援体制の充実、地域生活の支援等、総合的な療育支援に取り組む。</p>	<p>・文言を整理</p>
	<p>(1) 療育支援体制の充実</p> <p>子どもの成長・発達に合わせた療育を適切に提供するため、療育支援部門に必要な専門職を適正に配置する。</p> <p>療育支援事業に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに、専門職としての経験を蓄積し、技量の向上に努める。</p>	<p>(1) 療育支援体制の充実</p> <p>子どもの成長に合わせた療育を適切に提供するため、療育支援部門に必要な専門職を適正に配置する。</p> <p>療育支援事業に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに、各々専門職としての経験を蓄積し、技量の向上に努める。</p>	<p>・文言を整理</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
	<p>(2) 在宅療養・療育支援の充実 イ 療育サービスの充実 個別支援計画に基づき、多職種協働で、専門性を生かした総合的な療育プログラムを提供し、その充実に努める。 <u>入所の目的と期間を予め定めて入所する有期有目的入所を推進する。</u></p> <p>【指標】 ① 有期有目的入所者数(実人数)を毎年度、100人以上とする。 ② <u>有期有目的入所者の割合を毎年度、80%以上とする。</u></p>	<p>(2) 在宅療養・療育支援の充実 イ 療育サービスの充実 個別支援計画に基づき、多職種協働で、専門性を生かした総合的な療育プログラムを提供し、その充実に努める。 <u>地域の障害福祉サービス事業所等と連携し、こどもと家族が主体的に在宅移行を選択できるような支援に努める。</u></p> <p>【指標】 有期有目的入所者数(実人数)を毎年度、100人以上とする。</p>	<p>・文言を整理 (年度計画内容との調整)</p> <p>・指標「有期有目的入所者の割合」を設定</p>
	<p>ロ 障害のあるこどもとその家族の地域生活の支援 障害のあるこどもとその家族が障害を理解し、受け入れ、地域で安心して生活できるよう、障害に対する理解を深めるための学びの機会を提供する。 <u>県の医療的ケア推進事業に引き続き参加し、医療的ケアを必要とする児童生徒の安全・安心な学習環境を支援する。</u></p>	<p>ロ 障害のあるこどもとその家族の地域生活の支援 障害のあるこどもとその家族が障害を理解し、受け入れ、地域で安心して生活できるよう、障害に対する理解を深めるための学びの機会を提供する。<u>また、医療・療育サービス等に関する相談支援をきめ細かく実施する。</u></p>	<p>・医療的ケア推進事業を記載 (年度計画内容との調整)</p>
	<p>ハ 短期入所及び体調管理入院の充実 短期入所、体調管理入院の充実を図り、在宅療養・療育への移行及び在宅療養・療育の継続を支援する。</p>	<p>ハ 短期入所及び体調管理入院の充実 短期入所、体調管理入院の充実を図り、在宅療養・療育への移行及び在宅療養・療育の継続へのより一層の支援に努める。</p>	<p>・文言を整理</p>
<p>3 成育支援事業 成育支援部門は、医療・療育部門と一体となつて、患者及びその家族の権利、QOL(生活の質)及びアメニティ(環境の快適性)の向上に努めるなど、こどもの成長・発達を支援すること。 インフォームド・コンセント及びインフォームド・アセントの際の支援に努めるとともに、検査・治療に対する不安を軽減するための心のケアをはじめ、療養生活等に関する様々な相談に積極的に対応するなど、患者及びその家族の心理的援助及び経済的・社会的問題の解決・調整に努めること。</p>	<p>3 成育支援事業 こどもの権利を尊重し、こどもの望ましい成長を支える成育医療を実現するため、成育支援体制の充実、こどもの成長・発達への支援、患者及びその家族に対する心理的・社会的問題等への支援等に取り組む。 医療と療育を一体的に提供する施設として、病院ボランティアを積極的に受け入れ、病院スタッフとの協働により、より充実した患者サービスの提供に努める。</p> <p>(1) 成育支援体制の充実 こどもの成長に合わせた成育医療を適切に提供するため、成育支援部門に必要な専門職を適正に配置する。 成育支援事業に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに、専門職としての経験を蓄積し、技量の向上に努める。</p> <p>(2) こどもの成長・発達への支援 患者及びその家族のQOL(生活の質)及びアメニティ(環境の快適性)の向上に努めるとともに、<u>個別性を捉えてこどもが主体的に取り組める活動を企画するなど</u>、こどもの成長・発達を支援する。 <u>多職種が協働して、行事・イベントの開催や訪問の受入れ等を行う</u>とともに、宮城県立拓桃支援学校と連携するなど、患者及びその家族にとってより良い療養・療育環境プログラムを提供する。 【指標】 <u>多職種協働による行事を毎年度、8回以上実施する。</u></p>	<p>3 成育支援事業 こどもの権利を尊重し、こどもの望ましい成長を支える成育医療を実現するため、成育支援体制の充実、こどもの成長・発達への支援、患者及びその家族に対する心理的・社会的問題等への支援等を通じて、こどもの成長・発達を支援する。 医療と療育を一体的に提供する施設として、病院ボランティアを積極的に受け入れ、病院スタッフとの協働により、より充実した患者サービスの提供に努める。</p> <p>(1) 成育支援体制の充実 こどもの成長に合わせた成育医療を適切に提供するため、成育支援部門に必要な専門職を適正に配置する。 成育支援事業に係る日ごろの実践内容を整理・評価するとともに、<u>各々</u>専門職としての経験を蓄積し、技量の向上に努める。</p> <p>(2) こどもの成長・発達への支援 患者及びその家族のQOL(生活の質)及びアメニティ(環境の快適性)の向上に努め、<u>専門性を生かした関わりとともに、「あそび」や様々な体験を通して</u>、こどもの成長・発達を支援する。 <u>慰問の受入れ、行事・イベントの開催等により生活に彩りを与える</u>とともに、宮城県立拓桃支援学校と連携するなど、患者及びその家族にとってより良い療養・療育環境プログラムを提供する。 【指標】 <u>集中治療系の保育人数を毎年度、前年度以上とする。</u></p>	<p>・文言を整理</p> <p>・文言を整理</p> <p>・文言を整理 (年度計画内容との調整)</p> <p>・指標「集中治療系の保育人数」は、第6期中期目標では診療報酬上の理由により設定されていないが、中期計画等で設定するよう、県から指示あり</p> <p>・指標「多職種による行事の実施回数」を設定</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
	<p>(3) 患者と家族の心理的援助及び社会的問題等への支援 インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント後に、医療者から受けた説明に対する患者と家族の理解状況を確認し、検査・治療に対する適切な理解と不安の軽減につながるよう支援する。 患者及びその家族の心理的・経済的・社会的問題に対しては、関係する専門職が連携して、その解決・軽減に向けて、早期から積極的に支援する。 当院だけでは解決困難な患者及びその家族の諸問題に対しては、<u>関係機関との連携を図り、その解決・軽減に向けて、積極的に支援する。</u> 臨床遺伝学の発展に伴う新たな検査・診断について、専門職を中心に、患者及びその家族を支援する。</p>	<p>(3) 患者と家族の心理的援助及び社会的問題等への支援 インフォームド・コンセント、インフォームド・アセント後に、医療者から受けた説明に対する患者と家族の理解状況を確認し、検査・治療に対する適切な理解と不安の軽減につながるよう支援する。 患者及びその家族の心理的・経済的・社会的問題に対しては、関係する専門職が連携して、その解決・軽減に向けて、早期から積極的に支援する。 当院だけでは解決困難な患者及びその家族の諸問題に対しては、<u>院外</u>の関係機関との連携を図り、その解決・軽減に向けて、積極的に支援する。 臨床遺伝学の発展に伴う新たな検査・診断について、専門職を中心に、患者及びその家族を支援する。</p>	<p>・文言を整理</p>
	<p>(4) 病院ボランティア活動の充実と支援 より充実した医療・療育サービスを提供するため、病院ボランティアと病院スタッフとの協働的連携を図り、ボランティア活動の充実に努める。 ボランティア研修を充実するなど、<u>患者及びその家族にとって有益なボランティア活動</u>となるよう支援する。</p>	<p>(4) 病院ボランティア活動の充実と支援 より充実した医療・療育サービスを提供するため、病院ボランティアと病院スタッフとの協働的連携を図り、ボランティア活動の充実に努める。 ボランティア研修の充実を図るなど、<u>ボランティア活動が患者及びその家族にとって有益なもの</u>となるよう支援する。</p>	<p>・文言を整理</p>
<p>4 臨床研究事業 臨床研究が活発に遂行され、計画的に推進されるよう、臨床研究推進室による支援体制等の充実に努め、質の高い治験を行うこと。</p>	<p>4 臨床研究事業 <u>県</u>及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上のため、臨床研究を積極的に遂行する。 臨床研究及び治験について、関係法令等を遵守して実施する。</p>	<p>4 臨床研究事業 <u>院内のみならず</u>県及び東北地方全体の周産期・小児医療・療育水準の向上のため、臨床研究を積極的に遂行する。 臨床研究及び治験について、関係法令等を遵守して実施する。</p>	<p>・文言を整理</p>
<p>また、周産期・小児医療、療育水準の向上のため、<u>東北大学等</u>との連携を図り、科学的根拠となるデータ集積及びエビデンスの形成を行い、診療及び研究の成果を論文として発表するよう努めるとともに、<u>その成果の臨床への導入を推進すること。</u> 【指標】 臨床研究実施件数を毎年度、<u>200</u>件以上とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度217件、令和5年度208件、令和6年度231件)</p>	<p>(1) 臨床研究の推進 倫理委員会において、臨床研究の対象となる個人の人権擁護、利益・不利益及び危険性等を適切に審査し、臨床研究の活発な遂行を図る。 東北大学等との連携<u>等</u>を図り、科学的根拠となるデータ集積及びエビデンスの形成に努める。 診療及び研究の成果を論文として発表し、国内外への発信力を高めるとともに、その成果の臨床への導入を推進する。 【指標】 臨床研究実施件数を毎年度、<u>200</u>件以上とする。</p>	<p>(1) 臨床研究の推進 倫理委員会において、臨床研究の対象となる個人の人権擁護、利益・不利益及び危険性等を適切に審査し、臨床研究の活発な遂行を図る。 東北大学との連携<u>等</u>を図り、科学的根拠となるデータ集積及びエビデンスの形成に努める。 診療及び研究の成果を論文として発表し、国内外への発信力を高めるとともに、その成果の臨床への導入を推進する。 【指標】 臨床研究実施件数を毎年度、<u>170</u>件以上とする。</p>	<p>・中期目標を踏まえ、「臨床研究実施件数」の指標を引上げ</p>
	<p>(2) 治験の推進 治験審査委員会において、治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性について審査するなど、治験の原則に則して適切に推進する。 東北大学病院臨床研究推進センターの東北トランスレーショナルリサーチ拠点形成ネットワーク(TNN)や国立成育医療研究センターを核とした小児治験ネットワーク等を積極的に活用し、当院の特徴を生かした質の高い治験を推進する。</p>	<p>(2) 治験の推進 治験審査委員会において、治験を実施することの倫理的、科学的及び医学的見地からの妥当性について審査するなど、治験の原則に則して適切に推進する。 東北大学病院臨床研究推進センターの東北トランスレーショナルリサーチ拠点形成ネットワーク(TNN)や国立成育医療研究センターを核とした小児治験ネットワーク等を積極的に活用し、当院の特徴を生かした質の高い治験を推進する。</p>	

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
	【削除】	(3) <u>臨床研究支援体制の充実</u> <u>臨床研究及び治験を推進するため、臨床研究推進室の支援体制を充実し、職員による臨床研究を奨励する。</u>	・事業の導入から年数が経過し安定したことから独立項目としない方向
<p>5 教育研修事業</p> <p>教育研修事業については、<u>東北大学病院等、他の臨床研修病院との連携及び法人が有する人的・物的資源を生かした研修プログラムを充実させることにより、専攻医等の確保及び育成に積極的に取り組むこと。また、看護師、薬剤師、医療技術職員及び事務職員等の資質向上に資する取組を積極的に支援すること。</u></p> <p>県内の医療・療育従事者に対する知識及び技術の普及に資するため、<u>地域医療支援病院及び療育拠点施設としての地域医療研修会や療育支援研修会等、研修事業の充実を図ること。</u></p> <p>【指標】</p> <p>① 地域医療研修会を毎年度、<u>12回以上</u>開催すること。(前中期目標期間実績：<u>令和4年度19回、令和5年度18回、令和6年度17回</u>)</p> <p>② 療育支援研修会を毎年度、<u>1回以上</u>開催すること。(前中期目標期間実績：<u>令和4年度1回、令和5年度1回、令和6年度1回</u>)</p>	<p>5 教育研修事業</p> <p>当院の研修プログラムの充実や他の臨床研修病院との連携等により、研修医や地域医療を担う医師等の確保及び育成に積極的に取り組む。</p> <p>職員の資質向上に資する取組を積極的に支援する。</p> <p>県内の医療・療育従事者に対する知識及び技術の普及のための研修事業の充実を図る。</p>	<p>5 教育研修事業</p> <p>当院の研修プログラムの充実や他の臨床研修病院との連携等により、研修医や地域医療を担う医師等の確保及び育成に積極的に取り組む。</p> <p>職員の資質向上に資する取組を積極的に支援する。</p> <p>県内の医療・療育従事者に対する知識及び技術の普及のための研修事業の充実を図る。</p>	
	<p>(1) 質の高い医療・療育従事者の育成</p> <p>イ 臨床研修医や専攻医の育成</p> <p>協力型臨床研修病院として、基幹型臨床研修病院に所属する医学部卒業1年目から2年目までの臨床研修医の研修（1～2か月間）を<u>受け入れる。</u></p> <p>医学部卒業3年目から5年目までの専攻医については、当院独自の研修プログラムに基づいた質の高い研修を提供し、他の研修病院と密接な連携及び人的交流を図りながら良質な医師を育成する。</p> <p>特に、小児内科系コースに関しては、当院の研修を東北大学小児科研修協議会による「小児科研修プログラム in M I Y A G I」の一環と位置付け、プログラムに登録した専攻医のローテーション研修を積極的に受け入れる。</p> <p>医学情報の検索・入手環境の充実、研究支援体制の充実、各種研修会の開催、臨床研修指導医講習会への参加等を通して、教育研修環境の整備に努める。</p>	<p>(1) 質の高い医療・療育従事者の育成</p> <p>イ 臨床研修医や専攻医の育成</p> <p>協力型臨床研修病院として、基幹型臨床研修病院に所属する医学部卒業1年目から2年目までの臨床研修医の研修（1～2か月間）を<u>積極的に</u>受け入れる。</p> <p>医学部卒業3年目から5年目までの専攻医については、当院独自の研修プログラムに基づいた質の高い研修を提供し、他の研修病院と密接な連携及び人的交流を図りながら良質な医師を育成する。</p> <p>特に、小児内科系コースに関しては、当院の研修を東北大学小児科研修協議会による「小児科研修プログラム in M I Y A G I」の一環と位置付け、プログラムに登録した専攻医のローテーション研修を積極的に受け入れる。</p> <p>医学情報の検索・入手環境の充実、研究支援体制の充実、各種研修会の開催、臨床研修指導医講習会への参加等を通して、教育研修環境の整備に努める。</p>	・文言を整理
	<p>ロ 専門医の育成</p> <p>医療内容の高度化や増患対策等の課題に対応するため、小児医療における各領域のサブスペシャリティ専門医を目指す卒業後6年目以降の若手医師を受け入れ、当院独自の専門研修制度と関連施設との協力体制の下に次世代の専門医を育成する。</p>	<p>ロ 専門医の育成</p> <p>医療内容の高度化や増患対策等の課題に対応するため、小児医療における各領域のサブスペシャリティ専門医を目指す卒業後6年目以降の若手医師を受け入れ、当院独自の専門研修制度と関連施設との協力体制の下に次世代の専門医を育成する。</p>	
	<p>ハ 職員の資質向上への支援</p> <p>医師をはじめ、看護師、薬剤師、医療技術職員及び事務職員等に対する院内研修会等を充実するとともに、新たな知見獲得、病院として必要な資格取得、自己啓発等のため、各種学会、外部研修会への参加等、職員の資質向上のための支援に努める。</p>	<p>ハ 職員の資質向上への支援</p> <p>医師をはじめ、看護師、薬剤師、医療技術職員及び事務職員等に対する院内研修会等を充実するとともに、新たな知見獲得、病院として必要な資格取得、自己啓発等のため、各種学会、外部研修会への参加等、職員の資質向上のための支援に努める。</p>	

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
	<p>(2) 地域に貢献する研修事業の実施【集約】 地域医療支援病院として、県内外の周産期・小児医療従事者及び関係機関への教育的役割・情報発信的役割を果たすため、地域医療連携推進計画に基づき、登録医療機関の医師・職員、関係機関の職員に対し、講演会等の地域医療研修会を開催し、その充実を図る。 療育拠点施設として、<u>地域の療育スタッフ等の資質向上を支援するため、療育支援研修会を開催し、実習支援を実施し、その充実を図る。</u> <u>その他、県内の医療・療育従事者に対する研修事業の実施に努める。</u></p> <p>【指標】 ① 地域医療研修会を毎年度、12回以上開催する。 ② 療育支援研修会を毎年度、1回以上開催する。 ③ <u>アレルギー疾患連携推進事業講習会を毎年度、2回以上開催する。</u></p>	<p>(2) 地域に貢献する研修事業の実施 <u>イ 地域医療支援病院としての研修事業</u> 地域医療支援病院として、県内外の周産期・小児医療従事者及び関係機関への教育的役割・情報発信的役割を果たすため、地域医療連携推進計画に基づき、登録医療機関の医師・職員、関係機関の職員に対し、講演会、<u>症例検討会</u>等の地域医療研修会を開催し、その充実を図る。</p> <p>【指標】 地域医療研修会を毎年度、12回以上開催する。</p>	<p>・イとロを1つの項目として集約</p>
	<p>【イに集約】</p>	<p><u>ロ 療育拠点施設としての研修事業</u> 療育拠点施設として、<u>療育支援に必要な知識・技術の習得、人材の育成につながる取組として、療育支援研修会を開催し、実習支援を行うなど、地域の療育スタッフ等の資質向上を図る。</u></p> <p>【指標】 療育支援研修会を毎年度、1回以上開催する。</p>	<p>・イとロを1つの項目として集約</p>
<p>6 災害時等における活動 災害、新興感染症等公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、関係機関との連携の下、迅速かつ適切な対応を行うこと。また、災害等の発生に備えて、定期的に防災マニュアルや事業継続計画の見直しを行うとともに、防災訓練等に努めること。</p>	<p>6 災害時等における活動 災害、新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切に対応する。 大規模災害が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう、医療救護体制の整備及び関係機関との連携等について検討し、災害対策マニュアルを整備する。<u>また、災害等の発生に備えて、防災マニュアルや事業継続計画の見直しを行うとともに、防災訓練等の実施に努める。</u> <u>災害時においても地域での対応が困難な小児重症患者の受入れなど小児の高次医療を継続することが当院の役割となることから、それに必要なインフラ整備について検討する。</u> 防犯等の安全対策については、防犯マニュアルに基づく訓練や研修を実施するなど、安全管理体制の徹底に努める。</p>	<p>6 災害時等における活動 災害、新興感染症等の公衆衛生上重大な危害が発生し又は発生しようとしている場合には、迅速かつ適切に対応する。 大規模災害が発生した場合に、迅速かつ的確な対応ができるよう、医療救護体制の整備及び関係機関との連携等について検討し、災害対策マニュアルを整備する。 災害等の発生に備えて、<u>定期的に</u>防災マニュアルや事業継続計画の見直しを行うとともに、防災訓練等に努める。</p> <p>防犯等の安全対策については、防犯マニュアルに基づく訓練や研修を実施するなど、安全管理体制の徹底に努める。</p>	<p>・文言を整理 ・災害時の小児の高次医療継続のためのインフラ整備を示唆</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>医療・療育環境の変化に的確かつ柔軟に対応するため、組織体制の適切な構築に努めるとともに、医療・療育体制と経営管理体制の相互連携を図ること。また、PDCAマネジメントによる運営等を推進し、業務運営体制の強化に取り組むこと。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>医療・療育環境の変化に的確かつ柔軟に対応するため、組織体制の適切な構築、医療・療育体制と経営管理体制の相互連携等により業務運営の改善や効率化を推進し、業務運営体制の強化を図る。</p> <p>(1) 効率的・効果的な組織の構築【段落組替】</p> <p>当院の持つ機能・役割に即した効率的・効果的な組織を構築する。</p> <p>職務遂行能力や適性を反映した職員配置を行い、医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く環境の変化、業務量等の変化に対応できるよう努める。</p> <p>(2) 業務運営体制の強化【集約】</p> <p>事務職員の資質向上と組織活性化に取り組み、経営力の強化を図る。</p> <p>PDCAマネジメントによる運営を徹底し、業務運営体制の強化を図る。</p> <p>委員会活動等、職員の主体的な参画を推進する。</p> <p>【(2)に集約】</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 効率的な業務運営体制の確立</p> <p>医療・療育環境の変化に的確かつ柔軟に対応するため、組織体制の適切な構築、医療・療育体制と経営管理体制の連携及び機能強化等により業務運営の改善や効率化を推進し、業務運営体制の強化を図る。</p> <p>(1) 効率的・効果的な組織の構築</p> <p>当院の持つ機能・役割に即した効率的・効果的な組織を構築する。</p> <p>医療・療育ニーズや医療・療育を取り巻く環境の変化、業務量等の変化に対応できる適正な職員配置に努める。</p> <p>職務遂行能力や適性を反映した職員配置を行う。</p> <p>(2) 業務運営体制の強化</p> <p>事務職員の資質向上と組織活性化に取り組み、経営力の強化を図る。</p> <p>PDCAマネジメントによる運営を徹底し、業務運営体制の強化を図る。</p> <p>(3) 職員の参画等による業務運営</p> <p>日常の医療・療育活動の中で把握した患者及びその家族のニーズを各業務に反映させるなど業務改善に取り組むとともに、業務運営への職員の主体的な参画を促す体制を整備する。</p>	<p>・文言を整理</p> <p>・第5期の二段落目と三段落目を組み替え統合し、文言を整理</p> <p>・(2)と(3)を1つの項目として集約</p> <p>・(2)と(3)を1つの項目として集約</p>
<p>2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善</p> <p>他の小児病院等との比較を通して、経営分析を行うとともに、各種指標を活用し、法人の業務全般について最適化を図り、診療収入等の増収及び経費の節減に取り組むこと。</p> <p>病床利用率の向上及び診療報酬制度等に対応した体制の整備を図るなど、法人が有する様々な人的・物的資源を有効に活用し、収支改善を図ること。</p> <p>人件費及び経費について、医業費用に占める割合が高いことから、適正な職員配置及び業務委託の見直し等を図り、医業収益に占める人件費比率及び委託費比率などの低減に努めること。</p> <p>各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の結果等を業務改善に反映させること。</p> <p>【指標】</p>	<p>2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善</p> <p>他の小児病院等との比較を通して、経営分析を行うとともに、各種経営指標を活用し、法人の業務全般について最適化を図り、収益の増加及び経費の節減に取り組む、収支改善を図る。</p> <p>(1) 医療資源の有効活用</p> <p>法人が有する人的資源、物的資源及び情報資源を有効に活用して、収支改善を図る。</p> <p>イ 病床の効率的な利用の推進による収支改善</p> <p>病床の管理体制を充実して入退院予定情報や空床情報等を集約的に把握し、緊急入院患者等が円滑に入院できる体制を整える。</p> <p>患者数の増加に向けて、具体的な行動計画を策定し、関係機関との連携、広報活動の強化、救急患者の受入れ等を積極的に推進する。</p> <p>【指標】</p> <p>病床利用率を毎年度、76%以上とする。</p>	<p>2 業務運営の見直し及び効率化による収支改善</p> <p>他の小児病院等との比較を通して、経営分析を行うとともに、各種経営指標を活用し、法人の業務全般について最適化を図り、収益の増加及び経費の節減に取り組む、収支改善を図る。</p> <p>(1) 医療資源の有効活用</p> <p>法人が有する人的資源、物的資源及び情報資源を有効に活用して、収支改善を図る。</p> <p>イ 病床の効率的な利用の推進による収支改善</p> <p>病床の管理体制を充実させ、入退院予定情報、空床情報等を集約して、緊急入院患者等が速やかに入院できる体制を整える。</p> <p>患者数の増加に向けて、具体的な行動計画を策定し、関係機関との連携、広報活動の強化、救急患者の受入れ等を積極的に推進する。</p> <p>【指標】</p> <p>病床利用率を、中期目標期間中に80%以上とする。</p>	<p>・文言を整理</p> <p>・中期目標を踏まえ、「病床利用率」の指標を変更</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
<p>病床利用率を毎年度、76%以上とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度65.7%、令和5年度66.8%、令和6年度69.3%)</p>	<p>ロ 医療機器の効率的な利用の推進による収支改善【段落組替】 医療機器の状態・状況により診療等が滞ることのないように、経年劣化の状態や稼働状況等を把握する。 医療機器の院内修理や整備を適切に実施し、維持コストの削減及びダウンタイム(故障・修理による使用不能時間)の減少に努める。</p> <p>(2) 収益確保の取組 新たな診療報酬の取得可能性やDPCの係数向上等について診療データを基に具体的に検討し、提供する医療・療育サービスとその提供体制に見合った収益を確保する。 収益確保に係る制度や算定状況に関する職員の理解を深め、また、診療報酬制度改定や障害福祉サービス等報酬改定への対応を迅速かつ適切に行い、事業収益の確保に取り組む。 診療報酬等の請求漏れの防止及び未収金発生防止と早期回収に取り組む。</p> <p>(3) 業務運営コストの節減 医療材料・医薬品等の適切な管理、必要に応じた購入・管理方法の見直し、適正な職員配置、業務委託の見直し等により、経費の節減を図る。</p>	<p>ロ 医療機器の効率的な利用の推進による収支改善 医療機器については、集中管理方式を徹底し、ダウンタイム(故障・修理による使用不能時間)を減少させるなど、維持コストの削減に努める。 医療機器の状態・状況により診療等が滞ることのないように、経年劣化の状態や稼働状況等の把握に努める。</p> <p>(2) 収益確保の取組 新たな診療報酬の取得可能性やDPCの係数向上等について診療データを基に具体的に検討し、提供する医療・療育サービスとその提供体制に見合った収益を確保する。 収益確保に係る制度や算定状況に関する職員の理解を深め、また、診療報酬制度改定や障害福祉サービス等報酬改定への対応を迅速かつ適切に行い、事業収益の確保に取り組む。 診療報酬等の請求漏れの防止及び未収金発生防止と早期回収に取り組む。</p> <p>(3) 業務運営コストの節減 医療材料・医薬品等の適切な管理、必要に応じた購入・管理方法の見直し、適正な職員配置、業務委託の見直し等により、経費の節減を図る。</p>	<p>・段落を組み替え、文言を整理</p>
	<p>イ 医療材料・医薬品等の適切な管理による節減 医薬品、医療消耗備品等の材料の購入については、競争性の確保、適切な在庫管理、契約品目数の標準化及び必要に応じた購入・管理方法の見直し等に努め、購入価格及び材料費比率の低減を図る。 棚卸資産の効率的な活用を図るため棚卸しを行い、過剰な在庫や使用期限の到来による廃棄が生じないように徹底する。 後発医薬品やバイオシミラーの導入を推進するとともに、適正価格による購入に向けて価格交渉に注力する。</p>	<p>イ 医療材料・医薬品等の適切な管理による節減 医薬品、医療消耗備品等の材料の購入については、競争性の確保、適切な在庫管理、契約品目数の標準化及び必要に応じた購入・管理方法の見直し等に努め、購入価格及び材料費比率の低減を図る。 棚卸資産の効率的な活用を図るため棚卸しを行い、過剰な在庫や使用期限の到来による廃棄が生じないように徹底する。 医薬品については、後発医薬品の導入を推進するとともに、適正価格による購入に向けて価格交渉に注力する。</p>	<p>・文言を整理 ・バイオシミラーを追加</p>
	<p>ロ 適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減 業務量に対応した適正な職員配置、職員の職務能力の向上を図るとともに、知識と経験のある退職者の再任用等の人材活用の促進等により、人件費比率の低減を図る。 業務委託内容の見直しや競争性の確保等により、委託費比率の低減を図る。</p>	<p>ロ 適正な職員配置及び業務委託の見直しによる節減 業務量に対応した適正な職員配置、職員の職務能力の向上を図るとともに、知識と経験のある退職者の再任用等の人材活用の促進等により、人件費比率の低減を図る。 業務委託については、業務委託内容の見直しや競争性の確保等により、委託金額及び委託費比率の低減を図る。 【指標】 医療収益に占める人件費比率を毎年度、70%以下とする。</p>	<p>・文言を整理 ・指標「医療収益に占める人件費比率」は、第6期中期目標では設定されていないが、中期計画等で設定するよう、県から指示あり、年度計画で設定することを検討</p>
	<p>(4) 財務分析の実施 会計処理を適切に行うとともに、財務分析を行い、経営の効率化を図る。 他の医療・療育機関の経営情報を集積し、当院の現状を客観的に把握する。</p>	<p>(4) 財務分析の実施 会計処理を適切に行うとともに、医療情報システム等を活用して財務分析を行い、経営の効率化を図る。 他の医療・療育機関の経営情報を集積し、経営の効率化に資する。</p>	<p>・文言を整理</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
	<p>(5) 外部評価の活用_【段落組替】 各事業年度に係る業務_実績等に関する評価_結果等の外部評価を活用して継続的な質改善活動に取り組み、業務改善や病院機能の向上を図る。</p>	<p>(5) 外部評価の活用等 各事業年度に係る業務の実績等に関する評価の結果等を業務改善に積極的に反映する。 公益財団法人日本医療機能評価機構の病院機能評価の受審・認定を通じて、継続的な質改善活動に取り組み、業務改善や病院機能の向上を図る。</p>	<p>・段落を組み替え統合し、文言を整理</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する目標 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標」で定めた事項に配慮した中期計画の予算を作成し、当該予算による運営を実施することにより、各事業年度において、経常収支比率を100%以上とすること。 【指標】 ① 経常収支比率を毎年度、100%以上とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度100.0%、令和5年度93.4%、令和6年度94.9%) ② 修正医業収支比率を毎年度、73.9%以上とすること。(前中期目標期間実績:令和4年度68.6%、令和5年度66.7%、令和6年度67.9%)</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を着実に実施することにより、財務内容の改善を図る。 【指標】 ① 経常収支比率を毎年度、100%以上とする。 ② 医業収支比率(修正医業収支比率)を毎年度、73.9%以上とする。 1 予算 別紙1のとおりとする。 2 収支計画 別紙2のとおりとする。 3 資金計画 別紙3のとおりとする。</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1 限度額 20億円とする。 2 想定される理由 医療機器の更新及び施設の修繕等を想定した資金繰資金の支払に対応するため。</p> <p>第6 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 中期目標期間中の計画はない。</p> <p>第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 中期目標期間中の計画はない。</p> <p>第8 剰余金の使途 決算において剰余金が生じた場合は、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。</p> <p>第9 積立金の処分に関する計画 中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第40条第4項に該当する積立金があるときは、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。</p>	<p>第4 予算、収支計画及び資金計画 「第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置」で定めた計画を着実に実施することにより、財務内容の改善を図る。 【指標】 経常収支比率を毎年度、100%以上とする。 医業収支比率を毎年度、68%以上とする。 1 予算 別紙1のとおりとする。 2 収支計画 別紙2のとおりとする。 3 資金計画 別紙3のとおりとする。</p> <p>第5 短期借入金の限度額 1 限度額 5億円とする。 2 想定される理由 医療機器の更新及び施設の修繕等を想定した資金繰資金の支払に対応するため。</p> <p>第6 出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画 中期目標期間中の計画はない。</p> <p>第7 前記の財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 中期目標期間中の計画はない。</p> <p>第8 剰余金の使途 決算において剰余金が生じた場合は、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。</p> <p>第9 積立金の処分に関する計画 中期目標期間の最終事業年度終了後、地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第40条第4項に該当する積立金があるときは、将来の病院建物の大規模修繕、改築、医療機器の整備等に充てる。</p>	<p>・中期目標に基づき、運営費負担金等を除いた医業収支の状況の評価する指標として、「修正医業収支比率」に係る指標を設定。なお、算定式は第5期中期計画での「医業収支比率」と同じであることから、「医業収支比率(修正医業収支比率)」と記載</p> <p>・令和7年9月17日付けで、県から「貸付金(短期)の上限額」について内示</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
	<p>第10 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)及び(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料又は手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>	<p>第10 料金に関する事項</p> <p>1 使用料及び手数料 理事長は、使用料及び手数料として、次に掲げる額を徴収する。 (1) 健康保険法(大正11年法律第70号)第76条第2項の規定により厚生労働大臣が定める算定方法(診療報酬算定方法)により算定した額 (2) 健康保険法第85条第2項及び第85条の2第2項の規定により厚生労働大臣が定める基準(食事療養及び生活療養費用算定基準)により算定した額 (3) (1)及び(2)以外のものについては、別に理事長が定める額</p> <p>2 使用料及び手数料の減免 理事長は、特別の事情があると認めるときは、使用料又は手数料の全部又は一部を減免することができる。</p>	
<p>第5 その他業務運営に関する重要目標</p> <p>1 人事に関する事項 県民のニーズに的確に対応しつつ業務運営の一層の効率化を図り、かつ、高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、中長期的な視点の下、適切な人員を計画的に確保し、専門性の向上及び組織の活性化に配慮した人材の育成に努めること。</p>	<p>第11 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人事に関する方針 高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、中長期的な視点の下、適切な人員を計画的に確保・配置する。 <u>定年退職者の再任用等により、在籍時の経験と知識を活用する。</u> 【指標】 <u>早期離職率を毎年度、10%未満とする。</u></p> <p>(2) 人材育成に関する方針 教育研修事業や臨床研究支援体制の充実により、職員一人一人の専門性の向上を図る。 外部研修機関が実施する研修事業等を活用し、人材の育成を図る。 組織の活性化と職員のキャリア形成に資する人事ローテーションを実施する。</p> <p>【削除】</p>	<p>第11 その他業務運営に関する重要目標を達成するためにとるべき措置</p> <p>1 人事に関する計画</p> <p>(1) 人事に関する方針 高度な専門知識と技術に支えられた良質で安全な医療・療育を提供するため、中長期的な視点の下、適切な人員を計画的に確保・配置する。 <u>多様化する業務に対応し、豊富な経験と知識に裏打ちされたノウハウを活用するため、退職者の再任用等を促進する。</u> 【指標】 <u>障害者雇用率が毎年度、法定雇用率を達成するように努める。</u></p> <p>(2) 人材育成に関する方針 教育研修事業や臨床研究支援体制の充実により、職員一人一人の専門性の向上を図る。 外部研修機関が実施する研修事業等を活用し、人材の育成を図る。 組織の活性化と職員のキャリア形成に資する人事ローテーションを実施する。</p> <p>(3) 適切な人事評価の実施 人事評価制度を適時見直し、制度に基づいた適切な人事評価を行うとともに、職員のモチベーションの高揚や意識改革につながる取組を推進する。</p>	<p>・文言を整理</p> <p>・指標「障害者雇用率」を削除</p> <p>・指標「早期離職率」を設定</p> <p>・教育研修等の項目と関連</p> <p>・中期目標を踏まえ項目整理</p>

第6期中期目標(令和8年度～令和11年度)	【新】第6期中期計画(案)	【旧】第5期中期計画	備考
<p>2 職員の就労環境の整備に関する事項 定期的に職員やりがい度調査及びメンタルヘルスクエアを実施するなど、日常業務の質の向上を図ること。 職員のワークライフバランスを推進するため、多様な雇用形態を導入するとともに、職員のニーズに対応した院内保育所の運営に努め、職員が安心して働くことができる就労環境を整備すること。 「医師の働き方改革」に継続して取り組み、医師等の時間外労働縮小に努めること。</p>	<p>2 職員の就労環境の整備 日常業務の質の向上を図るため、職員の心身の健康状態を把握し、メンタルヘルス不調の早期発見と未然防止に活用するメンタルヘルスクエア等を実施する。 多様な雇用形態を導入するとともに、職員のニーズに対応した院内保育所の運営等の子育て支援を充実するなど、職員のワークライフバランスに十分に配慮し、職員が健康で、<u>安心して働くことができる</u>就労環境を整備する。 「医師の働き方改革」に<u>継続して取り組み</u>、医師等の時間外労働縮小に取り組む。</p>	<p>2 職員の就労環境の整備 日常業務の質の向上を図るため、職員の心身の健康状態を把握し、メンタルヘルス不調の早期発見と未然防止に活用するメンタルヘルスクエア等を実施する。 多様な雇用形態を導入するとともに、職員のニーズに対応した院内保育所の運営等の子育て支援を充実するなど、職員のワークライフバランスに十分に配慮し、職員が健康で、<u>生きがいを持って業務を遂行できる良好で快適な</u>就労環境を整備する。 <u>令和6年度からの</u>「医師の働き方改革」に<u>向け</u>、医師等の時間外労働縮小に取り組む。</p>	<p>・文言を整理 (中期目標を踏まえ)</p>
<p>3 情報セキュリティ対策に関する事項 オンラインを活用した診療、研修等を実施していくなかでの情報及び電子カルテ等の個人情報を漏えいしないよう、情報セキュリティ対策に努めること。</p>	<p>3 情報セキュリティ対策に関する計画 オンラインを活用した診療、研修等における情報の流出や医療情報システム上の個人情報等の漏えいを防止するため、情報セキュリティ対策に努める。</p>	<p>3 情報セキュリティ対策に関する計画 オンラインを活用した診療、研修等における情報の流出や医療情報システム上の個人情報等の漏えいを防止するため、情報セキュリティ対策に努める。</p>	<p>・「漏えい」 :文化庁の「公用文作成の考え方」を準拠</p>
<p>4 医療機器・施設整備に関する事項 医療機器、医療情報システム及び施設の整備については、費用対効果、県民のニーズ、医療技術の進展等を総合的に勘案し、財源を含め投資計画を策定し、計画的な更新・整備を行うとともに、その効率的な活用を図ること。 特に、施設整備については、こども病院開院後、23年以上経過することから、10年以上の中長期的な大規模修繕を視野に入れ、定期的に整備計画の見直しを行い、計画的に実施すること。</p>	<p>4 医療機器・施設整備に関する計画</p> <p>(1) 医療機器・施設整備計画 医療機器、医療情報システム及び施設の整備に当たっては、その目的、費用対効果、県民のニーズ、医療技術の進展等を総合的に勘案して、財源を含む投資計画に基づき更新・整備する。 中期目標期間中に整備する医療機器、医療情報システム及び施設に関する計画は、別紙4のとおりとする。</p> <p>(2) 医療情報システムの効率的活用 電子カルテシステムを中心とした医療情報システムの業務の標準化及び運用改善を推進する。 電子カルテシステムと医療機器の情報連携を推進するなど、効率的な活用を図る。</p> <p>(3) 大規模修繕計画 施設整備については、10年以上の中長期的な大規模修繕を視野に入れ、整備計画を適時見直し、計画的に実施する。</p>	<p>4 医療機器・施設整備に関する計画</p> <p>(1) 医療機器・施設整備計画 医療機器、医療情報システム及び施設の整備に当たっては、その目的、費用対効果、県民のニーズ、医療技術の進展等を総合的に勘案して、財源を含む投資計画に基づき更新・整備する。 中期目標期間中に整備する医療機器、医療情報システム及び施設に関する計画は、別紙4のとおりとする。</p> <p>(2) 医療情報システムの効率的活用 電子カルテシステムを中心とした医療情報システムの業務の標準化及び運用改善を推進する。 電子カルテシステムと医療機器の情報連携を推進するなど、効率的な活用を図る。</p> <p>(3) 大規模修繕計画 施設整備については、10年以上の中長期的な大規模修繕を視野に入れ、整備計画を適時見直し、計画的に実施する。</p>	<p>・第6期中期計画期間中に電子カルテ更新あり</p>